

足場の組立て解体等作業主任者技能講習及び特別教育の受講資格(1)について

注-1 作業従事経験とは、満18歳以上において、足場の組立て解体、変更等の作業に従事した経験です。
 ※18歳に満たない者は、危険有害業務の就業制限(法62条)により同作業に従事することは出来ません。

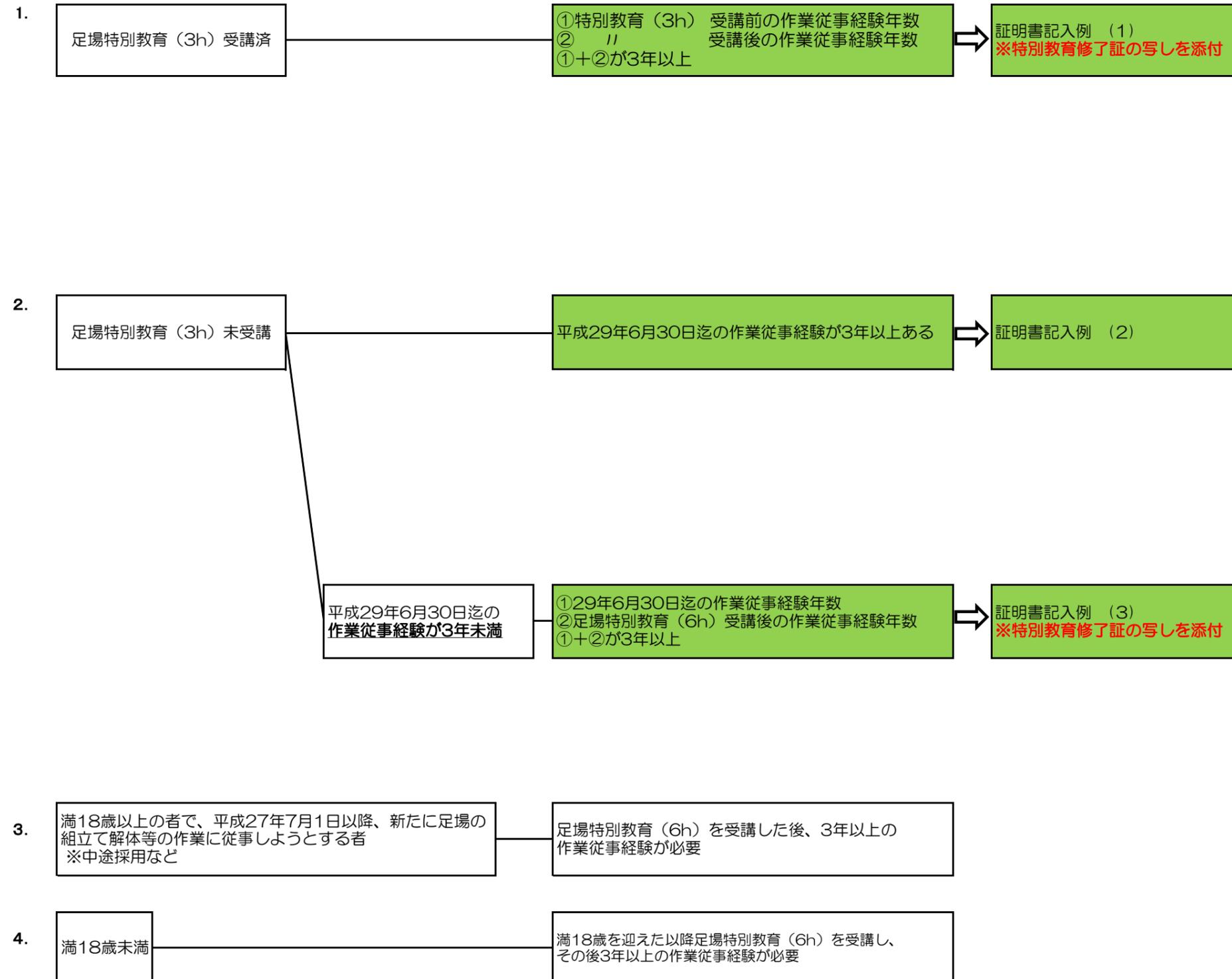
注-2 作業の経験年数は、実際に作業に従事した期間です。

注-3 受講資格によって、特別教育修了証の写しと、事業主証明の両方が必要です。

注-4 平成27年7月1日以降は、特別教育を受講していない者は作業に従事することは出来ず、当然その間の作業従事経験は認められません。
 ただし、平成27年6月30日迄に作業従事経験がある者は、平成29年6月30日までの二年間は猶予期間として、特別教育を受講しなくても作業出来ます。

※枠内の色について

足場 作業主任者 講習 受講可
足場 作業主任者 講習 受講不可



足場 作業従事証明書 記入例

証明書 記入例 (1) 足場特別教育(3h) 受講済

記入例の特別教育受講日:平成27年8月
 ※特別教育修了証の写しを添付

証明書

上記の者は、平成27年4月より平成27年7月までの間において10年0ヶ月足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事したことを証明します。

平成30年5月1日

所在地 静岡市葵区御幸町9-9

事業所若しくは団体名 静岡株式会社

事業主若しくは代表者氏名 代表取締役 静岡 三郎

証明書 記入例 (2) 特別教育未受講

証明書

上記の者は、平成20年4月より平成29年6月までの間において9年2ヶ月足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事したことを証明します。

平成30年5月1日

所在地 静岡市葵区御幸町9-9

事業所若しくは団体名 静岡株式会社

事業主若しくは代表者氏名 代表取締役 静岡 三郎

証明書 記入例 (3) 足場特別教育(6h) 受講済

記入例の特別教育受講日:平成29年9月
 ※特別教育修了証の写しを添付

証明書

上記の者は、平成26年1月より平成28年10月までの間において3年4ヶ月足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事したことを証明します。

平成30年5月1日

所在地 静岡市葵区御幸町9-9

事業所若しくは団体名 静岡株式会社

事業主若しくは代表者氏名 代表取締役 静岡 三郎